

資料 2 - 1 実験動物の飼養及び保管等の適正化に関する法規制の仕組み

1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

実験動物の飼養及び保管等の適正化に関しては、動物愛護管理法第24条に「動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置」についての定めがあり、そのガイドラインとして「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」が定められている。

なお、動物愛護管理法上の規定は、動物愛護の観点から定められたものであり、動物実験の必要性やその方法の科学的妥当性の評価等に関する規定は存しない。

（動物を殺す場合の方法）

第23条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置）

第24条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用の必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

注：このたびの法改正により、現行法に規定されている「苦痛軽減に関する配慮事項」に加えて、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」、「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」等により動物を適切に利用すること、に関する配慮事項が追加されている。

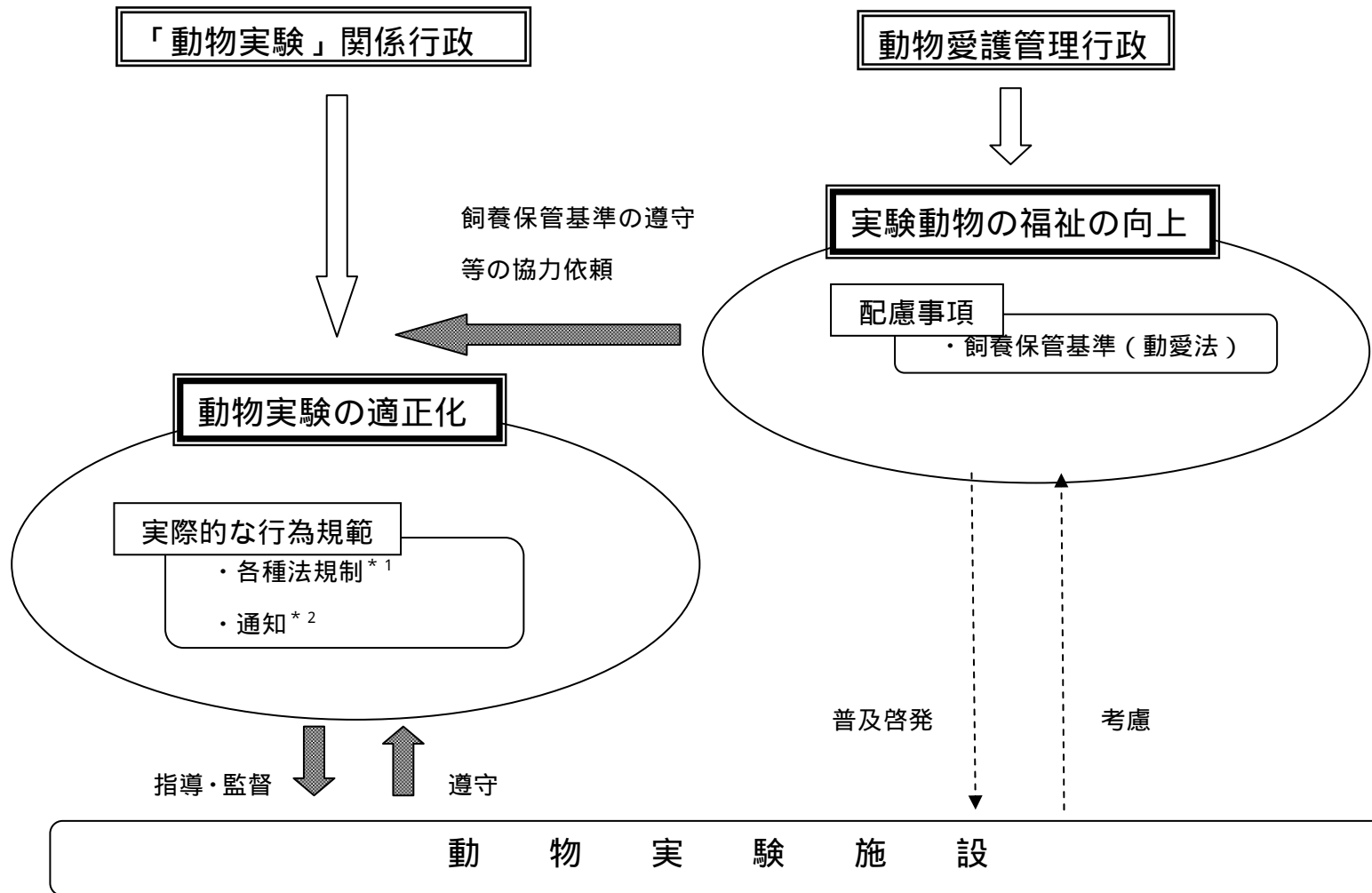
「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」

動物愛護管理法第24条の規定とともに、動物の健康及び安全の保持等について、動物の所有者又は占有者の責務を定めた同法第5条の規定に基づくガイドライン。実験動物の導入に当たっての配慮、実験動物の健康及び安全の保持、実験等の実施上の配慮及び終了後の措置、危害防止等の定めがある。

「動物の処分方法に関する指針」

動物の福祉を図る観点から、動物を殺す場合の方法を定めた動物愛護管理法第23条に基づくガイドライン。動物の処分方法として、出来るだけ苦痛を与えない方法を用いることが定められている。

「実験動物の飼養等の適正化」と「動物実験の適正化」に関する管理体制について



* 1 薬事法、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法等

* 2 文部科学省からの各国公立大学長等あての通知等

注) 実験動物の生産・繁殖施設（農林水産行政）は、本図では省略している。

2 大学等における動物実験について（通知）（昭和62年文部省学術国際局長通知）

学術審議会学術資料部会の「大学等における実験動物の実施に関する基本的な考え方について（報告）」を受け、文部省学術国際局長が各国公私立大学長等に宛てた通知で、動物実験が有効適切に行われるために、実験指針及び委員会の整備、職員への指針の周知徹底を依頼したものである。以下のような項目につき、原則的な考え方を示し、指針の整備を行うことが要請されている。

実験計画の立案

供試動物の選択

実験動物の飼育管理

実験操作

安全管理に特に注意を払う必要のある実験

動物実験委員会の設置

大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（報告）
（昭和62年1月学術審議会 学術情報資料分科会 学術資料部会）

大学等での動物実験に係る研究活動に対し、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも、国内外から正当な評価が得られるよう、動物実験に関する一定の指針を定めていく必要性を訴え、動物実験の指針作成にあたっての原則的な考え方を示したものの。

大学等における実験動物の導入について（通知）

（平成13年文部科学省研究振興局長通知）

動物実験に関して、科学的であることはもとより、動物福祉の観点からも適切な配慮が必要として、「動物愛護管理法」、「実験動物の飼養保管等基準」及び上記（2）通知に基づき、適切な飼養及び管理の徹底を再度周知したものの。

あわせて、実験動物の導入に際して、関係法令に基づき、常に適正なものとなるよう通知されたもの。

また、本通知は、各国公私立大学長、各大学共同利用機関長、各国公私立高等専門学校長及び文部科学省所管の関係研究機関に通知された。

参考1 文部科学省通達「大学等における動物実験について」

文学情第141号

昭和62年5月25日

各国公私立大学長

各国立大学共同利用機関長 殿

各国公私立高等専門学校長

文部省学術国際局長 植木 浩

近年、大学等における実験動物は、バイオサイエンス研究の急速な発展とともに、医学、生物学、農学等の生物系研究領域において、その重要性はますます高まっております。

他方、動物実験については、科学的にはもとより、動物福祉の立場からも適切な配慮が必要であるとの提言や指摘が関係学会等でもなされております。また、国際的にも、動物福祉にも配慮した動物実験指針の作成が要請されるようになっております。

我が国では、すでに、「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「実験動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和55年総理府公示第6号)が制定されていますが、特に動物実験を行う研究者も多い大学等においては、今後、それぞれの状況に応じ、動物実験の立場から、適切な実験指針を整備していくことが重要な課題となっております。

このような状況にかんがみ、学術審議会においては、かねてから、大学等における動物実験の在り方について検討が行われてきましたが、このたび、その検討結果が「大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について(報告)」として別添のとおり取りまとめられました。

ついては、貴学(校・機関)において動物実験が行われる場合には、上記の法律及び基準によるほか、上記の報告を踏まえつつ、下記の諸点に留意の上、動物実験の指針を整備するとともに、関係職員等に対し指針の周知徹底を図るなどして、動物実験が有効適切に行われるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 動物実験の指針は、当該大学等の研究上の必要性を勘案しつつ、次のような原則的な考え方に基づき整備すること。

(1) 実験計画の立案

実験計画の立案に当たっては、実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な実験が行えるようにすることが望ましいこと。なお、実験においては、実験動物を使わない方法によるように努めることも必要であること。

(2) 供試動物の選択

供試動物の選択に当たっては、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。また、必要に応じて、検疫を行うこと。

(3) 実験動物の飼育管理

科学的にかつ動物福祉の観点からみて適切な動物実験を実施するためには、施設、設備等の適切な維持・管理に配慮し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行う必要があること。

(4) 実験操作

実験操作により、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮すべきこと。このことは、科学的に適切な動物実験のためにも、また、動物福祉のためにも必要であること。

(5) 安全管理に特に注意を払う必要のある実験

物理的、化学的な材料あるいは病原体を取り扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損われたりすることのないよう、十分に配慮する必要があること。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要があること。

遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては、実験の安全確保のため飼育室、実験室に、当該動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講ずる必要がある。

(6) 動物実験委員会の設置

動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の適切な運用を図ること。委員会は、当該大学等の実験動物の専門家、実験者、その他必要と認められる者によって構成することが望ましいこと。

また、動物実験委員会は、当該大学等の動物実験施設の運営委員会など既存の組織の改組、拡充によって整備することも可能であること。

2 動物実験の指針及び動物実験委員会の整備については、各大学等の実情に応じて、大学等の長又は関係学部等の長が行うものとする。

北海道大学における動物実験に関する指針

(昭和63年7月20日
学長裁定)

第1 目的

この指針は、北海道大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）における動物実験の計画及び実施に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）等に定められている事項のほか、遵守すべき基本的事項を定め、もって科学的にはもとより動物福祉の観点から適正な動物実験を実施することを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、本学において実施されるほ乳類及び鳥類を用いるすべての動物実験に適用する。

第3 研究推進委員会動物実験専門委員会

北海道大学研究推進委員会動物実験専門委員会（以下「動物実験専門委員会」という。）は、部局等に対する動物実験に関する指導・助言を行う。

第4 動物実験委員会の設置

(1) 動物実験を実施する部局等の長は、当該部局等での適正な動物実験の実施に必要な指導及び助言を行わせるため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。ただし、当該部局等において単独で設置できない理由がある場合は、動物実験専門委員会を当該部局等における委員会とみなす。

(2) 委員会は、動物実験の専門知識を有する者、動物実験者（以下「実験者」という。）及び当該部局等の長が必要と認める者それぞれ1名以上をもって組織する。

第5 実験者の責務

(1) 実験者は、動物実験計画の立案に当たっては、その研究目的の達成に必要な最小限の実験にとどめるとともに、できる限り代替の手段によるなど動物福祉上十分な配慮をしなければならない。

(2) 実験者は、実験の実施に当たっては、実験動物に適切な鎮痛、麻酔、保定等を実施し、

無用の苦痛を与えないよう留意しなければならない。

(3) 実験者は、実験が終了した実験動物には速やかに必要な措置を施さなければならない。

(4) 実験者は、実験動物の死体及び廃棄物を適切な方法で処理し、人及び他の実験動物の健康及び環境を損なわないように努めなければならない。

(5) 実験者は、動物実験の遂行上、獣医学の専門知識及び技術を必要とする場合には、専門の教官からそれらに関して指導及び助言を受けることが望ましい。

第6 実験動物の飼育管理

実験動物の飼育者、その施設の管理者及び実験者は、動物実験及び飼育の施設・設備の維持管理を適切に行い、実験動物の良好な環境条件の設定に努めるとともに、その健康及び安全に留意し、給餌、給水等の必要な措置を施さなければならない。

第7 安全管理等

(1) 動物実験を行う施設及び飼育室等の管理者は、人及び動物への汚染及び危害の防止のため、飼育・実験区域への関係者以外の者の立ち入りを制限する等必要な措置を講じなければならない。

(2) 実験者は、物理的、化学的に注意を要する試料又は病原体を用いた動物実験を実施する場合には施設管理者と協力し、一般留意事項、関係規則等を遵守して、安全の確保及び環境汚染の防止のために十分な措置を講じなければならない。

(3) 実験者は、遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては施設管理者と協力し、実験の安全確保のため動物実験を行う施設及び飼育室等に、当該動物の習性に応じて適切な逃亡防止策を講じなければならない。

第8 指針の運用

この指針に定めるもののほか、指針の運用に関し当該都局等において必要がある事項は、当該都局等の長が別に定める。

附則

この指針は、平成14年3月7日から実施する。